

○岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年2月1日
広域連合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査及び検査)

第2条 監査委員は、監査又は検査を行う場合は、あらかじめ期日を定めてその相手方に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、通知を行わないで監査又は検査を行うことができる。

(公表等の方法)

第3条 監査の結果等の公表及び告示については、岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の規定を準用する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行その他について必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。